

津市心身障害児童福祉年金の支給に関する条例施行規則をここに公布する。

平成 18 年 3 月 31 日

津市長 松 田 直 久

津市規則第 253 号

津市心身障害児童福祉年金の支給に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、津市心身障害児童福祉年金の支給に関する条例（平成 18 年津市条例第 271 号。以下「条例」という。）第 12 条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例第 2 条第 1 項の規則で定める施設)

第 2 条 条例第 2 条第 1 項の規則で定める施設は、次のとおりとする。

- (1) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に規定する乳児院、児童養護施設、知的障害児施設、盲ろうあ児施設又は重症心身障害児施設
- (2) 児童福祉法に規定する肢体不自由児施設又は重症心身障害児施設におけると同様な治療等を行う同法に規定する指定医療機関
- (3) 知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）に規定する知的障害者更生施設又は知的障害者授産施設
- (4) 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成 14 年法律第 167 号）の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設
- (5) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）に規定する身体障害者更生施設、身体障害者療護施設又は身体障害者授産施設
- (6) 独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関又は社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条第 3 項第 9 号に規定する事業を行う施設であって、進行性筋萎縮症者が入所し、必要な治療、訓練及び生活指導を行うものの
- (7) 厚生労働省組織令（平成 12 年政令第 252 号）に基づく国立保養所
- (8) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に規定する救護施設又は更生施設
- (9) 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）に規定する病院又は診療所であって、法令の規定に基づく命令（命令に準ずる措置を含む。）により入院し、又は入所した者について治療等を行うもの

(認定申請)

第3条 保護者が心身障害児童福祉年金（以下「年金」という。）の受給資格の認定を受けようとするときは、心身障害児童福祉年金受給資格認定申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 障害児及び保護者の住民票の写し
- (2) 身体障害者手帳若しくは療育手帳又は知的障害者福祉法第12条に規定する知的障害者更生相談所若しくは児童福祉法第12条第1項に規定する児童相談所の判定書

（認定及び通知）

第4条 前条の規定による提出があった場合は、速やかに審査の上、その結果を心身障害児童福祉年金受給資格認定通知書（第2号様式）又は心身障害児童福祉年金受給資格申請却下通知書（第3号様式）により当該保護者に通知するものとする。

（住所等の変更届）

第5条 前条の規定により認定を受けた者（以下「受給者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、心身障害児童福祉年金変更届（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

- (1) 受給者又は障害児の住所又は氏名を変更したとき。
- (2) 障害児の障害程度に変更があったとき。

（受給資格の喪失届）

第6条 受給者は、条例第4条各号のいずれかに該当したことにより受給権を喪失したときは、直ちに心身障害児童福祉年金受給資格喪失届（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

（年金の支給停止等）

第7条 市長は、受給者が条例第5条各号のいずれかに該当すると認めるときは、心身障害児童福祉年金支給停止通知書（第6号様式）により当該受給者に通知するものとする。

2 市長は、年金の支給の停止を受けた受給者が条例第5条各号のいずれにも該当しなくなつたと認めるときは、心身障害児童福祉年金支給停止解除通知書（第7号様式）により当該受給者に通知するものとする。

（年金の返還命令）

第8条 条例第8条の規定により年金の返還を命ずるときは、心身障害児童福祉年金返還命令書（第8号様式）及び返還金の納入通知書により受給者に通知するものとする。

（受診命令）

第9条 条例第11条の規定による障害の程度の判定に係る受診命令は、受診

命令書（第 9 号様式）により行うものとする。

（委任）

第 10 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

2 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 津市心身障害児童福祉年金条例施行規則（昭和 43 年津市規則第 15 号）

(2) 久居市心身障害児童福祉年金条例施行規則（昭和 50 年久居市規則第 9 号）

(3) 美杉村心身障害児福祉年金条例施行規則（昭和 44 年美杉村規則第 4 号）

第1号様式（第3条関係）

心身障害児童福祉年金受給資格認定申請書

年 月 日

（あて先）津市長

（〒 ）

住 所

申請者 氏 名

㊞

電 話

次のとおり心身障害児童福祉年金の受給資格の認定を申請します。

保 護 者	住 所						
	氏 名		対象児との続柄				
	生年月日	年 月 日					
対 象 児	ふりがな 氏 名		性 別	男 女			
	生年月日	年 月 日 (歳)					
	障害発生時期	1 出生時 2 出生後 (年 月ごろから)					
	就学の状況	学校	年在学 卒 業	就学猶予	不就学		
	障 害 の 状 況	身 体 障 害 事 者 項	障 害 名				
			等 級	種 級	手帳番号	県第 号	
			交付年月日	年 月 日			
況	知 能 指 数 療育手帳(障害の程度)		判定年月日	年 月 日			

(注) 次の書類を必ず持参してください。

- 1 心身障害児童及び保護者の住民票の写し
- 2 身体障害者手帳若しくは療育手帳又は知的障害者更生相談所若しくは児童相談所の判定書

第2号様式（第4条関係）

心身障害児福祉年金受給資格認定通知書

津市指令（記号番号）

年 月 日

（氏 名） 様

津市長 （氏 名） 印

年 月 日付けで申請のありました心身障害児福祉年金の受給資格について、次のとおり認定したので、通知します。

保 護 者 住 所	
保 護 者 氏 名	
対 象 児 氏 名	
認 定 番 号	
年 金 の 額	年 円（対象児1人につき）
支 給 開 始 年 月	年 月
支 給 期	年3回（4月、8月、12月）

第3号様式（第4条関係）

心身障害児童福祉年金受給資格申請却下通知書

津市指令（記号番号）

年 月 日

（氏 名） 様

津市長 （氏 名） 印

年 月 日付けで申請のありました心身障害児童福祉年金の受給資格の認定については、次の理由により受給資格を有しないと認定したので、通知します。

理由

教示 この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、津市長に対して異議申立てをすることができます。

また、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

第4号様式（第5条関係）

心身障害児童福祉年金変更届

年 月 日

（あて先）津市長

（〒 ）
住 所
受給者 氏 名 ⑩
電 話

次のとおり変更したので届け出ます。

対 象 児 氏 名		
住 所 変 更	旧住所	
	新住所	
氏 名 変 更	保 護 者	旧氏名
	対 象 児	新氏名
そ の 他 の 変 更		
変 更 年 月 日		

第5号様式 (第6条関係)

心身障害児福祉年金受給資格喪失届

年 月 日

(あて先) 津市長

$$(\overline{\tau})$$

住所

受給者 氏 名



電話

次のとおり、心身障害児童福祉年金の受給権を喪失したので届け出ます。

障 害 者 氏 名	
喪 失 の 理 由 該当する事項の番号を○で囲んでください。	1 保護者でなくなった 2 市内に住所を有しなくなった 3 対象児が死亡した 4 対象児でなくなった 5 その他（ ）
受 給 権 喪 失 年 月 日	年 月 日

第6号様式（第7条関係）

心身障害児童福祉年金支給停止通知書

津市指令（記号番号）

年 月 日

（氏 名） 様

津市長 （氏 名） 印

津市中心身障害児童福祉年金の支給に関する条例第5条の規定に基づき、次のとおり心身障害児童福祉年金の支給を停止します。

支給停止の理由	
支給停止年月日	年 月 日
支給した年金の返還について	1 全額返還 円 2 一部返還 円 年 月分から 年 月分まで 3 返還を要しない。

教示 この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、津市長に対して異議申立てをすることができます。

また、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

第7号様式（第7条関係）

心身障害児福祉年金支給停止解除通知書

津市指令（記号番号）
年 月 日

（氏 名） 様

津市長 （氏 名） 印

年 月 日付け津市指令（記号番号）で心身障害児福祉年金の支給を停止しましたが、次のとおり解除しますので、通知します。

解 除 の 理 由	
解 除 年 月 日	年 月 日
支 給 再 開 始 年 月	年 月

第8号様式（第8条関係）

心身障害児童福祉年金返還命令書

津市指令（記号番号）

年 月 日

（氏 名） 様

津市長 （氏 名） 印

津市中心身障害児童福祉年金の支給に関する条例第8条の規定により、次のとおり年金の返還を命じます。

返 還 の 理 由	
返 還 額	_____ 円 年 月分から 年 月分まで
返 還 期 限	年 月 日

教示 この命令書に不服がある場合は、この命令書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、津市長に対して異議申立てをすることができます。

また、この命令書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

第9号様式（第9条関係）

受 診 命 令 書

津市指令（記号番号）

年 月 日

（氏 名） 様

津市長 （氏 名） 印

年金の支給上必要がありますので、次のとおり障害の程度について判定を受けることを命じます。

判定を受ける対象児の氏名	
判 定 を 受 け る 日 時	
判 定 を 受 け る 場 所	
判 定 を 受 け る 理 由	

（平成18年3月31日 揭示済）

津市重度心身障害者等介護手当の支給に関する条例施行規則をここに公布する。

平成 18 年 3 月 31 日

津市長 松 田 直 久

津市規則第 254 号

津市重度心身障害者等介護手当の支給に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、津市重度心身障害者等介護手当の支給に関する条例（平成 18 年津市条例第 272 号。以下「条例」という。）第 13 条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例第 2 条第 2 項の規則で定める施設)

第 2 条 条例第 2 条第 2 項の規則で定める施設は、次のとおりとする。

- (1) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に規定する知的障害児施設、肢体不自由児施設又は重症心身障害児施設
- (2) 児童福祉法に規定する肢体不自由児施設又は重症心身障害児施設におけると同様な治療等を行う同法に規定する指定医療機関
- (3) 知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）に規定する知的障害者更生施設又は知的障害者授産施設
- (4) 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成 14 年法律第 167 号）の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設
- (5) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）に規定する身体障害者更生施設、身体障害者療護施設又は身体障害者授産施設
- (6) 独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関又は社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条第 3 項第 9 号に規定する事業を行う施設であつて、進行性筋萎縮症者が入所し、必要な治療、訓練及び生活指導を行うものの
- (7) 厚生労働省組織令（平成 12 年政令第 252 号）に基づく国立保養所
- (8) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に規定する救護施設又は更生施設
- (9) 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム又は軽費老人ホーム
- (10) 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）に規定する病院又は診療所であつ

て法令の規定に基づく命令（命令に準ずる措置を含む。）により入院し、又は入所した者について治療等を行うもの

- (11) 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する介護保険施設、認知症対応型共同生活介護の事業所又は特定施設入所者生活介護の事業所（認定申請）

第3条 介護者が重度心身障害者等介護手当（以下「手当」という。）の受給資格の認定を受けようとするときは、重度心身障害者等介護手当受給資格認定申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 障害者及び介護者の住民票の写し
- (2) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は介護保険被保険者証

（認定及び通知）

第4条 前条の規定による提出があった場合は、速やかに審査の上、その結果を重度心身障害者等介護手当受給資格認定通知書（第2号様式）又は重度心身障害者等介護手当受給資格申請却下通知書（第3号様式）により当該介護者に通知するものとする。

（住所等の変更届）

第5条 前条の規定により認定を受けた者（以下「受給者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、重度心身障害者等介護手当変更届（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

- (1) 受給者又は障害者の住所又は氏名を変更したとき。
- (2) 障害者の障害程度に変更があったとき。

（受給資格の喪失届）

第6条 受給者は、条例第4条各号のいずれかに該当したことにより受給権を喪失したときは、直ちに重度心身障害者等介護手当受給資格喪失届（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

（手当の支給停止等）

第7条 市長は、受給者が条例第5条の規定に該当すると認めるときは、重度心身障害者等介護手当支給停止通知書（第6号様式）により当該受給者に通知するものとする。

- 2 市長は、手当の支給の停止を受けた受給者が条例第5条の規定に該当しなくなったと認めるときは、重度心身障害者等介護手当支給停止解除通知書（第7号様式）により当該受給者に通知するものとする。

（手当の返還命令）

第 8 条 条例第 8 条の規定により手当の返還を命ずるときは、重度心身障害者等介護手当返還命令書（第 8 号様式）及び返還金の納入通知書により受給者に通知するものとする。

（現況届）

第 9 条 条例第 10 条の規定による届出は、重度心身障害者等介護手当受給資格者現況届（第 9 号様式）により行うものとする。

（受診命令）

第 10 条 条例第 12 条の規定による障害の程度の判定に係る受診命令は、受診命令書（第 10 号様式）により行うものとする。

（委任）

第 11 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

2 次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 津市重度心身障害者等介護手当の支給に関する条例施行規則（昭和 49 年津市規則第 51 号）
- (2) 重度心身障害者等介護者に対する手当金支給に関する条例施行規則（平成 9 年久居市規則第 3 号）
- (3) 河芸町重度心身障害者介護手当の支給に関する規則（昭和 50 年河芸町規則第 5 号）
- (4) 重度心身障害者等介護者に対する手当金支給に関する条例施行規則（平成 13 年香良洲町規則第 17 号）
- (5) 美杉村重度障害者等介護者に対する手当金支給条例施行規則（昭和 44 年美杉村規則第 3 号）

第1号様式（第3条関係）

重度心身障害者等介護手当受給資格認定申請書

年 月 日

（あて先）津市長

（〒 ）

住 所

申請者 氏 名

㊞

電 話

次のとおり重度心身障害者等介護手当の受給資格の認定を申請します。

介 護 者	住 所			
	氏 名		障 害 者 と の 続 柄	
	生 年 月 日	年 月 日		
障 害 者	氏 名		生 年 月 日	年 月 日
	障 害 を 事 由 と す る 他 の 給 付	無 ・ 有 ()		
	施 設 入 所	無 ・ 有 ()		
	障 害 状 況	1 身体障害者手帳 () 級 障害名 () 2 療育手帳 A () 3 精神障害者保健福祉手帳 () 級 4 介護認定 ()		

（注） 次の書類を必ず持参してください。

- 1 障害者及び介護者の住民票の写し
- 2 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は介護保険被保険者証

第2号様式（第4条関係）

重度心身障害者等介護手当受給資格認定通知書

津市指令（記号番号）
年 月 日

（氏 名） 様

津市長 （氏 名） 印

年 月 日付けで申請のありました重度心身障害者等介護手当の受給資格について、次のとおり認定したので、通知します。

介 護 者 住 所	
介 護 者 氏 名	
障 害 者 氏 名	
認 定 番 号	
手 当 の 額	
支 給 開 始 年 月	年 月

第3号様式（第4条関係）

重度心身障害者等介護手当受給資格申請却下通知書

津市指令（記号番号）

年 月 日

（氏 名） 様

津市長 （氏 名） 印

年 月 日付けで申請のありました重度心身障害者等介護手当の受給資格の認定については、次のとおり受給資格を有しないことと認定しましたので、通知します。

理由

教示 この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、津市長に対して異議申立てをすることができます。

また、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

第4号様式（第5条関係）

重度心身障害者等介護手当変更届

年 月 日

（あて先）津市長

（〒 ）
住 所
受給者 氏 名 ⑩
電 話

次のとおり、変更したので届け出ます。

障 害 者 氏 名		
住 所 変 更	旧住所	
	新住所	
氏 名 変 更	保 護 者	旧氏名
	障 害 者	新氏名
そ の 他 の 変 更		
変 更 年 月 日		

第5号様式（第6条関係）

重度心身障害者等介護手当受給資格喪失届

年 月 日

(あて先) 津市長

$$(\overline{\tau})$$

住所

受給者 氏 名

電話

次のとおり重度心身障害者等介護手当の受給権を喪失したので届け出ます。

障 害 者 氏 名	
喪 失 の 理 由 { 該当する事項の番号を○で囲んでください。 }	1 介護者でなくなった 2 市内に住所を有しなくなった 3 障害者が死亡した 4 障害者でなくなった 5 その他（ ）
受給権喪失日 年 月 日	年 月 日

第6号様式（第7条関係）

重度心身障害者等介護手当支給停止通知書

津市指令（記号番号）

年 月 日

（氏 名） 様

津市長 （氏 名） 印

津市重度心身障害者等介護手当の支給に関する条例第5条の規定に基づき、次のとおり重度心身障害者等介護手当の支給を停止します。

支給停止の理由	
支給停止年月日	年 月 日
支給した手当の 返還について	1 全額返還 円 2 一部返還 円 年 月分から 年 月分まで 3 返還を要しない

教示 この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、津市長に対して異議申立てをすることができます。

また、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

第7号様式（第7条関係）

重度心身障害者等介護手当支給停止解除通知書

津市指令（記号番号）

年 月 日

（氏 名） 様

津市長 （氏 名） 印

年 月 日付け津市指令（記号番号）で重度心身障害者等介護手当の支給を停止しましたが、次のとおり解除しますので、通知します。

解 除 の 理 由	
解 除 年 月 日	年 月 日
支給再開始年月	年 月

第8号様式（第8条関係）

重度心身障害者等介護手当返還命令書

津市指令（記号番号）

年 月 日

（氏 名） 様

津市長 （氏 名） 印

津市重度心身障害者等介護手当の支給に関する条例第8条の規定により、次のとおり
手当の返還を命じます。

返 還 の 理 由	
返 還 額	_____円 年 月分から 年 月分まで
返 還 期 限	年 月 日

教示 この命令書に不服がある場合は、この命令書を受け取った日の翌日から起算して
60日以内に、津市長に対して異議申立てをすることができます。

また、この命令書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告
として処分の取消しの訴えを提起することができます。

第9号様式（第9条関係）

重度心身障害者等介護手当受給資格者現況届

年 月 日

（あて先）津市長

（〒 ）

住 所

受給者 氏 名

㊞

電 話

次のとおり現況を届け出ます。

障 害 者	氏 名		年齢	
	生 年 月 日	年 月 日		
	住 所	〒		
	電 話 番 号			
障害者の生活の状況		1 在宅 2 施設（老人ホーム、身体障害者施設等）に入所している 入所施設名 _____ 入所年月日 _____ 年 月 日 3 病院又は老人保健施設に入院（所）している 病院（施設）名 _____ 入院（所）年月日 _____ 年 月 日 4 その他 （ ）		
備 考				

※ 記載内容は、8月1日現在で御記入ください。

第10号様式（第10条関係）

受 診 命 令 書

津市指令（記号番号）

年 月 日

（氏 名） 様

津市長 （氏 名） 印

手当の支給上必要がありますので、津市重度心身障害者等介護手当の支給に関する条例第12条の規定により、次のとおり障害の程度について判定を受けることを命じます。

判定を受ける障害者の氏名	
判定を受ける日時	
判定を受ける場所	
判定を受ける理由	

（平成18年3月31日 揭示済）

津市職員の給与の支給に関する規則及び津市職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 3 月 31 日

津市長 松 田 直 久

津市規則第 255 号

津市職員の給与の支給に関する規則及び津市職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

(津市職員の給与の支給に関する規則の一部改正)

第 1 条 津市職員の給与の支給に関する規則（平成 18 年津市規則第 26 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「、津市安芸美清掃センター事務長」を削る。

(津市職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部改正)

第 2 条 津市職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（平成 18 年津市規則第 32 号）の一部を次のように改正する。

別表条例第 5 条に規定する手当の項勤務内容の欄第 2 号中「、安芸美清掃センター」を削り、同欄第 3 号中「、河芸美化センター及び安芸美清掃センター」を「及び河芸美化センター」に改め、同表条例第 18 条に規定する手当の項勤務内容の欄第 2 号中「、安芸美清掃センター」を削る。

附 則

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 18 年 3 月 31 日 揭示済)

津市福祉医療費等の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

平成１８年３月３１日

津市長 松 田 直 久

津市規則第２５６号

津市福祉医療費等の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則
津市福祉医療費等の助成に関する条例施行規則（平成１８年津市規則第７４
号）の一部を次のように改正する。

附則に次の１項を加える。

（所得の制限に係る特例）

- ５ 平成１８年４月１日から同年８月３１日までの診療に係る医療費の助成を
行う場合における第４条第１項の規定の適用については、同項第３号及び第
４号中「児童手当法施行令」とあるのは「児童手当法施行令等の一部を改正
する政令（平成１８年政令第１５５号）による改正前の児童手当法施行令」
とする。

附 則

この規則は、平成１８年４月１日から施行する。

（平成１８年３月３１日 揭示済）

津市告示第 159 号

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 410 条第 1 項の規定に基づき平成 18 年度に係る固定資産の価格等を決定し、同法第 411 条第 1 項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同条第 2 項の規定によりその旨を告示する。

平成 18 年 4 月 3 日

津市長 松 田 直 久

（平成 18 年 4 月 3 日 掲示済）

津市告示第 160 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 18 年津市条例第 209 号）
第 16 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 18 年 4 月 4 日

津市長 松 田 直 久

- 1 撤去した年月日 平成 18 年 4 月 4 日
- 2 保管期間 撤去日より 180 日間
- 3 連絡先 津市市民交流課 電話 229－3142

（平成 18 年 4 月 4 日 揭示済）

津市告示第 1 6 1 号

美里コミュニティバスの使用料の徴収事務の一部を次の者に委託するので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 2 項の規定により告示する。

平成 1 8 年 4 月 1 日

津市長 松 田 直 久

名 称	所 在 地
三重交通株式会社	津市中央 1 番 1 号

（平成 1 8 年 4 月 1 日 揭示済）

津市告示第 1 6 2 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 9 号）
第 1 6 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 1 8 年 4 月 5 日

津市長 松 田 直 久

- 1 撤去した年月日 平成 1 8 年 4 月 5 日
- 2 保管期間 撤去日より 1 8 0 日間
- 3 連絡先 津市市民交流課 電話 2 2 9 - 3 1 4 2

（平成 1 8 年 4 月 5 日 掲示済）